

外壁・屋根、工作物等の塗装について

宮崎市では、建築物等の新築、増改築、**外観の塗り替え等**において、**景観法に基づく届出が必要な場合**があります。塗装工事を行う際は、宮崎市景観課へご相談ください。

① 宮崎市内全域（景観計画区域）

建築物

- (1) 地盤面から最高部までの高さが10m以上
- (2) 延べ面積又は建築面積が300㎡以上

これらの建築物・工作物の色彩の変更は、届出が必要になります。



工作物

- (1) 煙突、排気塔（高さ6m以上）
- (2) RC柱、木柱、鉄柱（高さ15m以上）
- (3) 記念塔、装飾塔（高さ4m以上）
- (4) 擁壁（高さ5m以上）
- (5) 高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、石油・ガスタンク（高さ8m以上）

② 重点景観形成地区・重点景観推進地区（重点的に景観づくりを行う地区）

建築物・工作物 規模を問わず届出が必要



①宮崎市内全域の建築物・工作物のそれぞれの規模に届かなくても届出が必要な地区になります。一般住宅等の建築物でも色彩の変更も届出が必要になりますので、ご注意ください。

※重点景観形成地区・重点景観推進地区については、**裏面**をご覧ください。

工事を着工する **30** 日前までに届出書を提出してください。

設計・事前相談

届出書 提出

通知書 交付

着工・工事完了

完了報告書 提出



宮崎市 都市整備部 都市計画課 都市企画係

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 TEL(0985)21-1811

E-mail 30tosike@city.miyazaki.miyazaki.jp FAX(0985)21-1816

重点景観形成地区

- 1 高千穂通り地区
- 2 一ツ葉リゾート地区
- 3 日南海岸地区
- 4 大淀川地区
- 5 宮崎駅東通り地区

重点景観推進地区

- 6 四季通り地区

